

十文字学園同窓会 若桐会会則

(名称・事務所)

第1条 本会は、若桐会と称し、事務所を埼玉県新座市十文字学園内に置く。

(目的)

第2条 本会は、次の事項をもって目的とする。

- (1) 会員相互の連絡・親睦を図り、教養を高めること。
- (2) 母校の発展に協力すること。

(会員)

第3条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 十文字学園女子短期大学・女子大学（大学院を含む）・女子大学短期大学部（以下「短期大学・大学・大学短期大学部」という。）の卒業生
 - (2) 特別会員 短期大学・大学・大学短期大学部の教職員
- 2 大学の在学生については、正会員に準ずる扱いをすることができる。

(事業)

第4条 本会は、その目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 会員の連絡、親睦及び教養のための事業
- (2) 会報、名簿等の発行
- (3) その他本会の目的達成に必要な事業

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名 総会において、正会員の中から選出する。
- (2) 顧 問 若干名 特別会員の中から会長が委嘱する。
- (3) 委 員 長 1 名 委員の中から互選する。
- (4) 副委員長 2 名 委員の中から互選する。
- (5) 委 員 若干名 幹事の中から互選する。ただし、必要に応じ、会長が正会員の中から若干名を委嘱することができる。
- (6) 幹 事 短期大学・大学・大学短期大学部の各学部学科専攻の学年ごとに正会員の中から2名ずつ選出する。
- (7) 会 計 3 名 委員の中から互選する。
- (8) 書 記 3 名 委員の中から互選する。
- (9) 監 事 2 名 若桐会正会員以外の者のうちから選任する。

2 役員の内任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(総会・委員会・幹事会)

第6条 総会は、正会員による最高の議決機関とし、毎年1回開催する。ただし、必要に応じて、臨時総会を開催することができる。

- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 委員会及び幹事会は、委員長が招集する。
- 4 委員会は、本会の目的達成のための業務を執行し、本会の運営に当たる。
- 5 委員会は、緊急の必要がある場合には、総会に代わって議決することができる。
- 6 幹事会は、本会の会則又は総会の議決に基づく重要案件の処理について協議し、委員会の業務執行に協力する。

(部会)

第7条 本会に、短期大学・大学・大学短期大学部の各学部学科専攻ごとの正会員をそれぞれの構成員とする部会を置く。

2 部会の運営は、部会所属の委員がこれに当たる。

(会費)

第8条 正会員の会費は20,000円（終身会費）とし、入学手続の際にこれを納入するものとする。ただし、

特に必要があるときは、臨時会費を集めることができる。

(住所変更等の届出)

第9条 会員は、住所変更その他一身上の異動があったときは、直ちに事務所に届けるものとする。

(会計年度)

第10条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(会則の改正)

第11条 会則の改正は、総会における出席正会員の3分の2以上の同意によって決定する。

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成8年6月2日から施行する。
- 2 この会則は、平成14年6月2日から施行する。
- 3 この会則は、平成15年6月1日から施行する。
- 4 この会則は、平成24年6月3日から施行する。
- 5 この会則は、平成28年6月5日から施行する。
- 6 この会則は、平成30年6月3日から施行する。